

名取市空き家住宅有効活用支援事業 地域活性化タイプ応募説明書

事業概要及び応募要件

＜事業概要＞

本市では、令和3年3月に名取市空家等対策計画を策定し、空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する各種取り組みを進めています。

本事業では、空き家住宅の有効活用の促進を図ることを目的に、地域活性化が図られる空き家住宅の新しい有効活用の方法の提案を公募し、優れた提案に対して改修等に要する費用の一部を補助します。

＜補助率及び補助金額＞

- ①補助率 補助対象となる改修工事等に係る費用の3分の2
- ②補助金額 事業あたり最大500万円

＜採択数＞

1件程度（予算総額500万円の範囲内で採択）

注意1：審査の結果、該当なしとする場合があります。

注意2：応募多数の場合は、書類選考とする場合がありますので予めご了承ください。

＜補助対象者＞

以下のいずれにも該当する方となります。

- ①空き家住宅を所有している又は、借りている方
ただし、空き家住宅の所有者から改修工事の許可を受けている方に限ります。
- ②空き家住宅を活用した地域活性化につながる施設等の運営を10年以上継続予定である方
- ③広報活動に協力可能な方

補助対象者とできない方は以下の方です。

- ①市税等を滞納している
- ②暴力団員や暴力団員と密接な関係にある方

＜補助の対象となる工事＞

空き家住宅の改修を①滞在体験施設、②交流施設、③体験学習施設、④創作活動施設、⑤文化施設の用途に供するために行う以下に掲げる経費となります。ただし、空き家住宅の用地取得費は補助対象外となります。

- ①台所、浴室、洗面台、トイレの改修工事に要する経費

- ②給排水、電気、ガス又は電気通信設備の改修工事に要する経費
- ③屋根、外壁等の外装の改修工事に要する経費
- ④壁の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- ⑤その他市長が認める改修工事に要する経費

《改修工事等の履行期限（実績報告書の提出期限）》

令和6年2月29日（木）

応募手続き及び審査

《応募方法》

①事前相談

交付決定後、建築確認によって建築が認められない場合もあることから、交付申請前に必ず市都市計画課へ用途等について事前相談をお願いします。

②提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 補助対象建築物の賃貸借契約書（契約書に改修工事等に係る工事許可及び公示完了後10年以上の継続利用に関する承認事項が記載されていること。）若しくは、建物売買契約書の写し又は当該事業の申請行為と申請内容を所有者等が確認し、同意したと確認できる書類
- (5) 現況平面図及び計画平面図
- (6) 建築年度及び所有者等が確認できる登記事項証明書（全部）又は名寄帳の写し
- (7) 改修工事等に係る見積書の写し（内訳の記載されたもの）
- (8) 市税等の滞納がないことを証する書面
- (9) 暴力団排除に関する誓約書
- (10) 補助対象空家等が居住その他の使用がなされていないことが常態であることが確認できる書類
※概ね1年以上使用がされていない状況を示すもの（水道、電気メーターの記録など）
- (11) その他市長が認める書類

③提出部数 11部（正本1部、コピー10部）

④提出方法 持参又は郵送

《審査》

①審査方法

提案事業の審査は、名取市空き家住宅有効活用地域活性化支援事業審査会において、提出された応募書類及びプレゼンテーションの提案内容を、以下の視点により総合的に評価して行います。

- (1) 事業の実現性
- (2) 事業の継続性
- (3) 地域への貢献
- (4) 事業の先進性、独自性
- (5) 事業主体の適格性

②プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 実施日：日時及び会場は別途通知
- (2) プレゼンテーションにおける提案の説明時間は20分程度とし、その後10分程度で質疑を行います。実施方法の詳細については、別途通知します。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出のあった応募書類に基づくものとし、資料の追加配布は認めません。
- (4) プレゼンテーションの説明者は、補助者を含め2名以内とします。

③審査結果の通知

審査結果は、後日郵送により通知します。

《提案採択後の手続き》

採択者と個別に調整します。

《実績報告、補助金の支払い》

採択者は補助事業が完了したとき、名取市補助金等交付規則第13条に基づく実績報告書等の書類を提出していただきます。

市は実績報告書等の書類の内容を精査し、交付条件に適合すると認められた場合、補助金額を確定し、請求書により補助金の支払いの手続きを行います。

《その他》

①応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。

- ②応募書類に虚偽の掲載をした場合は、提出された応募処理を無効とします。
- ③提出された応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ④採択後に、やむを得ない理由により補助内容を変更または中止する場合は、必ず事前に相談ください。
- ⑤採択者は、次年度以降に市が行う空き家対策の取り組みの中で、広報紙への掲載やインタビュー、会計検査等の対応など補助事業者としてご協力いただく場合があります。
- ⑥運営開始後に、事業が継続されているか否かを市職員が確認するため訪問することがあります。

《問い合わせ先・応募書類送付先》

〒981-1292 名取市増田字柳田80番地

名取市企画部なとりの魅力創生課魅力創生係

TEL：022-724-7182（直通）

FAX：022-384-9030

E-mail：natori-miryoku@city.natori.miyagi.jp